

令和4年度

群馬県農薬適正使用推進員養成研修・認定試験のご案内

本県では、平成17年度から、農薬の適正使用等を実践する強い意欲を持ち、他の農業者に適切な助言等できる方を群馬県農薬適正使用推進員として認定しています。本年度は、感染防止対策を徹底したうえで、養成研修及び認定試験を実施します。

責 務

農薬適正使用推進員の主な責務は次のとおりです。

- 1 農薬取締法その他農薬に関連する法令の遵守
- 2 農薬の使用状況の記帳実践と推進
- 3 農薬の適正な保管管理の実践
- 4 他の農薬使用者に対する農薬の適正使用に関する助言（使用基準に関する部分を除く）及び農薬関連情報の提供

受講・受験資格

次のいずれかに該当する県内居住者が受講及び受験できます。

- 1 農業者（研修受講年度に出荷実績を有する者または経営耕地面積が10a以上の者）
- 2 農業法人の農業従事者
- 3 その他知事が適当と認める者（概ね1年以内に就農予定の農業学校等在籍者）

日時・会場

日 時	会 場
令和5年2月16日(木) 12:50~16:30	群馬産業技術センター 多目的ホール (前橋市亀里町884-1)



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、会場での集合研修が困難な場合、自宅での個別学習による研修方法へ変更します。研修方法を変更する場合、研修日の2週間前ごろには、受講者あてに御連絡いたします。

費 用

無料

スケジュール

時間	内容
12:30 ~ 12:50	受付
12:50 ~ 13:00	オリエンテーション
13:10 ~ 13:50	農薬一般、農薬適正使用推進員の責務等
14:00 ~ 14:40	農薬使用者として知っておくべき食の安心・安全
14:50 ~ 15:30	病害虫防除対策一般
15:50 ~ 16:30	認定試験（三者択一式、30問）

※都合により研修内容を変更することがあります。

申込方法

募集期間

令和4年12月23日（金）まで（消印有効）

提出先

お住まいの住所を管轄する農業事務所に、郵送または持参してください。
FAXによる申込みは受け付けません。

管轄地域	申請書・調書提出先
前橋市、渋川市、伊勢崎市 北群馬郡、佐波郡	中部農業事務所 農業振興課（電話：027-233-2011） 〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1
高崎市、安中市、藤岡市、 富岡市、多野郡、甘楽郡	西部農業事務所 農業振興課（電話：027-322-0539） 〒370-0805 高崎市台町 4-3
吾妻郡	吾妻農業事務所 農業振興課（電話：0279-75-2311） 〒377-0424 中之条町大字中之条町 664
沼田市、利根郡	利根沼田農業事務所 農業振興課（電話：0278-23-0188） 〒378-0031 沼田市薄根町 4412
太田市、桐生市、みどり市 館林市、邑楽郡	東部農業事務所 農業振興課（電話：0276-31-3824） 〒373-0033 太田市西本町 60-27

（受講決定者へは、1月下旬頃に受講決定通知を送付します。）

提出書類

- 「群馬県農薬適正使用推進員養成研修受講申請書」（様式第1号）
- 「調書」（様式第2号）

必要事項を記入のうえ提出してください。

また、群馬県のホームページから上記様式をダウンロードすることができます。

<http://www.pref.gunma.jp/06/f0910012.html>

トップページ > しごと・産業・農林・土木 > 農業・林業 > 各種施策
> 農業生産振興・流通販売対策 > 植物防疫 > 農薬適正使用推進員



問い合わせ先（上記農業事務所または下記にお願いします。）

群馬県農政部 技術支援課 生産環境室 植物防疫係
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3038

eメール：shokubou7@pref.gunma.lg.jp